

令和 6 年 3 月 21 日
文 部 科 学 省
総合教育政策局教育人材政策課

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等
に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等に関する
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令案等に関するパブリックコメント（意見公募手続）」について、令和 6 年 1 月 24 日から令和 6 年 2 月 24 日までの期間、電子政府の総合窓口 (e-Gov) の意見提出フォーム等を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計 26 件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

頂いた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、取りまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

【介護等体験の特例措置に関する意見】

主な意見の概要	文部科学省の考え方
<p>以下の理由から、介護等体験を実際に施設で行うことの必要性をご検討いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例による代替措置対応が複数年続いているが、これによる悲観的な結果は出ていないように思われる。 ・受け入れ施設の特性上、新型コロナウイルス感染症が重大な健康被害をもたらす可能性があるための特例であるが、これはコロナウイルスに限らず、学校感染症全般にいえることである。 	<p>頂いた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>介護等体験の代替措置延長につきまして、賛成いたします。</p> <p>教育者の不足を訴えているにも関わらず、介護等体験を受けなければ中学校・小学校の免許取得をできない現状に疑問を抱いております。また、コロナウイルスに関わらず、支援施設に感染症を持ち込むような不安を感じさせてしまうのであれば、学生にとっても施設の方々にとっても良い気持ちがしないのではないかと感じております。</p>	<p>頂いた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>介護等体験の実施に代わる特別措置を令和6年度も継続する案について</p> <p>この数年来のコロナウイルス感染予防のための代替措置は、社会福祉施設等での感染予防のためには必要な措置であったと考えます。ところが、新型コロナは昨年5月にすでに2類相当から5類に引き下げられたので、基本的には義務教育段階の教諭免許状を取得する学生等の介護等体験は、「原則、代替措置によらず、施設等で実施する」ことを今年度からの方針とすることが正しいと思います。ただし、現実的に施設等で今年度中に介護等体験が実施できない場合も</p>	<p>頂いた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、特例措置の適用要否の判断に当たって、令和2年度から令和5年度までの間の特例措置では、受入施設等の明示の意思表示等がなくとも、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響その他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難であると判断して差し支えないとしていました。</p>

主な意見の概要	文部科学省の考え方
<p>ありうるので、その場合は昨年度同様の代替措置を一定の条件下で認める措置も必要です。</p> <p>文科省が「原則、介護等体験を実施」とするか、「介護等体験をこの3年度分と同様に」と示すかの違いは大きい。ここ20年ほど、介護等体験は教育実習前の長期現場実習、福祉的視点を学生が身につける実習としての大きな意味を持っており、それを今年も代替措置で済ませてしまうことは、日本の教員養成にとって大きな損失である。</p> <p>課程認定大学の個々の判断で「施設で実施」または「代替措置」のどちらかを選べばよいといわれるかもしれないが、大学教務や事務も日々多忙な中、「代替措置で済むのなら今年度も」と判断するケースが多いのが現実です。</p> <p>是非、今年度の介護等体験は「原則的には施設で従来通り実施、実施ができなかった学生については特例で代替措置を認める」という方針を文科省に示してほしいと考えます。よろしくお願いいたします。</p>	<p>令和6年度については、少なくとも受入施設等における面会に係る取扱いなどを大学等において確認した上で特例を適用せざるを得ないかどうかについての判断を行うことを、公布通知等において、大学等に対し周知徹底してまいります。</p> <p>また、令和7年度以降については、原則として介護等体験の延長は行わない方針であり、公布通知において、その旨も併せて大学等に周知してまいります。</p>
<p>正式な通知がなされない以上、大学・教育委員会・社会福祉協議会としては現場体験活動を実施する前提で事務手続等を進めていかなければならない。通知がなされないがために、時間・人員が割かれている現状を理解していただきたい。</p> <p>学生にも負担がかかることであるので、行政手続上、時間を要すことも理解できるが今回は既存事項の期間延長であるので、少しでもスピーディーな対応を望みます。</p>	<p>頂いた御意見も踏まえ、迅速な公布に向けて手続を進めてまいります。</p>
<p>国が代替措置の延長を1年ずつ検討すると、大学や教育委員会、受入先の準備に支障をきたす。大学等は、介護等体験実施に向けて、前年度から準備を始めている。国の方針が前年度にまだ確定していないことは、大学等の準備に支</p>	<p>頂いた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、令和6年度については特例の延長を行います。令和7年度以降については、原則として介護等体験の延</p>

主な意見の概要	文部科学省の考え方
<p>障をきたし、学生への指示も遅れる。</p> <p>介護等体験を廃止するか、「当分の間」代替措置を延長する等、先の見通しを示していただきたい。</p>	<p>長は行わない方針であり、公布通知において、その旨も併せて大学等に周知してまいります。</p>
<p>これまでの数年間、代替措置でやってきており、代替措置によって教師になった者と実際に対面で介護等体験を行った者とで何か違いはあったのか、介護等体験を受けていない者に何か問題はあったのか等、何の検証や分析もせずに令和7年度から通常通りに戻してしまうことに大きな違和感がある。ここ数年、教員免許取得者や教員志望者を増やす目的で、教育実習や教職実践演習の運用を柔軟化、科目区分の見直し等をしてきたところであるが、介護等体験自体も教員免許取得を目指す者や教職課程を置く大学にとっては大きな負担となっているのは明らかであり、これを機に大きく見直しを図るべきなのではないか。ここまで教員免許取得者や教員志望者を増やすために色々やってきたにも関わらず、介護等体験だけはほとんど手付かずで代替措置を打ち切り、完全に以前の形に戻してしまうというのは、何かに忖度しているようにしか見えない。</p>	<p>頂いた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>介護等体験特例の適用期間の延長に賛成しません。</p> <p>新型コロナウイルスだけでなく、インフルエンザの流行も続いている中、体験について体験受け入れ先の負担、学生の負担を考えると延長は妥当と思います。</p> <p>また、再来年度の介護等体験については、体験の意図、趣旨が開始当初と変化してしまっていると思います。このように変化させていくぐらいであれば、むしろ、介護等体験は、廃止すべきと考えます。</p>	<p>頂いた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>

主な意見の概要	文部科学省の考え方
<p>新型コロナウイルス感染症に係る介護等体験特例の期間延長は、受入れ体制や学生の状況を考えると、是非お願いしたいところです。</p> <p>また、介護等体験の対象施設への「女性自立支援施設」の追加は、学生の多様性を鑑みると、よいのではないかと考えます。</p> <p>そして、「障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスに限る。）を行う施設」から、「医療型児童発達支援」を削る改正は、受入れ側のことを考えると、経過措置もありますし、賛同いたします。</p>	<p>頂いた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>介護等体験にかかる特例の適用を令和6年度に介護等体験を予定している学生にも延長する案についてコメントいたします。</p> <p>社会福祉施設の実情として、受入に消極的な施設があることも理解できますので延長措置は致し方ないと一定の理解はいたします。しかしながら、本件に対する教員養成課程を持つ大学の姿勢、県の社会福祉協議会の姿勢は、まさに本末転倒であると言わざるを得ないと思えます。本来、「受入困難な施設があるので代替措置を講じる」べきところを「代替措置が可能なので受入を実施しない」という解釈をはばからない社協が複数あります。結論が同じであったとしても、その理屈での特例適用は不可能と考えるべきではないでしょうか。大学の姿勢も同様です。事後に受入が不能となることをおそれるか、学生ごと、自治体や施設ごとの取扱いの違いを面倒がってなのか、「一律に、大学の方針として特例措置を適用する」という判断は、これもまた誤りというべきではないでしょうか。</p> <p>そもそも、「コロナウイルス感染拡大防止措置のために受入不可」という点を徹底できていないようにも見えます。施設の方は「コロナとかインフルとか」とおっしゃいます。おそらく、</p>	<p>頂いた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、特例措置の適用要否の判断に当たって、令和2年度から令和5年度までの間の特例措置では、受入施設等の明示の意思表示等がなくとも、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響その他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難であると判断して差し支えないとしていました。令和6年度については、少なくとも受入施設等における面会に係る取扱いなどを大学等において確認した上で特例を適用せざるを得ないかどうかについての判断を行うことを、公布通知等において、大学等に対し周知徹底してまいります。</p> <p>また、令和6年度については特例の延長を行います。令和7年度以降については、原則として介護等体験の延長は行わない方針であり、公布通知において、その旨も併せて大学等に周知してまいります。</p>

主な意見の概要	文部科学省の考え方
<p>「できれば学生を受けたくない社協」と「学生ごとに事情を勘案して対応するのが面倒な大学」両者同士の思惑が合致し、「元通りにはしたくない」潮流が生まれているのではないかと感じます。せめて建前の整理と各ポジションからの「説明責任」は果たさせる仕組み作りは必要なのではないでしょうか。「代替措置があるから体験を実施しない」という理屈はNGのはずです。「府の社協は体験実施しているが、全員の受入先が確保出来る見込みがないので、本学学生については全員特例措置を適用します」という理屈はあり得ないはずです。前提として、「体験は当然必要」ということを改めて周知徹底いただきたいと思います。その上で、どうしても実施不可能な場合に「のみ」特例措置があるということを強調いただきたい。さもないと、現状あまりにも安易に、それも県単位、大学単位での特例適用という「判断」が多すぎます。法令に定めのある体験について、社協、大学にその「判断」の権限があるような仕組みが正常とは思えません。それがまかり通ることを是とするのであれば、そもそも介護等体験というのは何の為に実施しているのか。しかるべきところで「判断」してしまえば体験をせずともよいという論理なのであるなら、もはや体験そのものが不要という検討も進めるべきなのではないでしょうか。</p>	
<p>コロナ過により介護等体験がオンライン授業で代替することになったが、この3年間の学生の学修態度は、とても素晴らしいものがあり、担当教員としても感激ものがありました。コロナが完全に払しょくされるにはあと1年はかかると思われます。あと1年、令和6年度までの代替措置をぜひお願いします。</p>	<p>本省令案は、令和6年度まで、介護等体験に係る特例措置を延長するものです。</p>

主な意見の概要	文部科学省の考え方
<p>特例免除は終わりにして、介護体験は必須に戻すべきです。介護体験は重要です。女性自立支援施設を体験対象に加えることはいいことだと思いますが。</p>	<p>頂いた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、令和6年度の特例措置の適用について、令和2年度から令和5年度までの間は、受入施設等の明示の意思表示等がなくとも、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響その他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難であると判断して差し支えないとしていたところ、令和6年度については、少なくとも受入施設等における面会に係る取扱いなどを大学等において確認した上で特例を適用せざるを得ないかどうかについての判断を行うことを、公布通知等において、大学等に対し周知徹底してまいります。</p> <p>また、令和6年度については特例の延長を行います。令和7年度以降については、原則として介護等体験の延長は行わない方針であり、公布通知において、その旨も併せて大学等に周知してまいります。</p>

【介護等体験の対象施設に関する意見】

主な意見の概要	文部科学省の考え方
<p>各都道府県によって受入の体制が異なっており、社会福祉施設では5日間と決まっている。特別支援学校と福祉施設等での両方の体験が望ましいと思われるが、どちらかでの7日間以上としているところ、指定している状況では介護等体験を実施したくとも、一部が実施できなくなり、特例とせざるを得ない。また、特別支援学級でも実施が可能とあるが、教育員会では手続き上の問題により受入については、検討さ</p>	<p>頂いた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、介護等体験の「7日間」の内訳については、介護等体験法及び同法施行規則上特段の定めがあるものではないことから、受入れ施設の状況等も踏まえつつ、大学等において柔軟に検討いただくよう、施行通知等において促してまいります。</p>

主な意見の概要	文部科学省の考え方
<p>れておらず、質問をしても回答を得ることができない。また、学校現場に専任教員がいるわけではないため、受入れが難しいとすることから、特別支援学級での実施が実現していない背景がある。介護等体験の趣旨から体験施設を広げるとあるが、女性自立支援施設では、個人情報の取り扱いの問題など非常にデリケートに思われる。施設として列挙したところで、受入れとしては非現実的に思われる。いくら禁止にしたとしてもSNS世代が体験に向かうことを考えると、どこでどのように情報が漏洩する可能性があり危険をでしかないように思う。受け入れ先の増やすことより、受入体制について何が弊害となっているかを検討していただきたい。また、受入先の目的と介護等体験の目的にも差があるように感じている。これを一律に実施することは難しいのであれば、介護等体験の在り方を検討する必要があると考える。</p>	<p>また、「女性自立支援施設」の対象施設としての追加に当たっての留意事項等については、公布通知等において、大学等に対し周知徹底してまいります。</p>
<p>小学校及び中学校の教員免許取得にあたり、介護等体験の実習のあり方を見直す時期と思います。年間を通じて、インフルエンザや新型コロナウイルスが流行る状況となりました。その中で、障害を持つ子どもや高齢者が生活する施設に外部から人間が入り実習をすることは、入所者の立場（そして入所者の家族の立場）に立って、健康や安全面から考えると、リスクしかないものです。女性の自立支援施設での実習も可能になるようですが、DV等の理由により個人情報の厳密な管理が必要な施設で保護されている女性にとって、外部から実習生が入ることは、入所者にとって不安を掻き立てるものになるのではないのでしょうか。施設で生活する、子ども、女性、高齢者の安全を考え、少なくとも新型コロナウイルス感染症の特例措置のような、オンライン教材を活用した教材によって実</p>	<p>頂いた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日に感染症法上の5類感染症に移行されたところではありますが、介護等体験の受入れ施設については、その性質上、引き続き重症化リスクが高い者もいることを踏まえ、受入れ施設の感染対策を十分に確認し、施設の方針や指示に従うこと等について、大学等に通知しております。</p> <p>また、「女性自立支援施設」の対象施設としての追加に当たっての留意事項等については、公布通知等において、大学等に対し周知徹底してまいります。</p>

主な意見の概要	文部科学省の考え方
<p>習を代替すべきです。教員採用試験の前倒しにより、4年間の中で教員として求められる資質能力を学ぶといよりも、2年ほどの短期間で詰め込んで、学生が教採に臨まなければならない状況にもなっていました。学生にとっての負担も大きいため、介護等体験の実習をなくすことも検討すべきと思います。</p>	
<p>女性自立支援施設に関しては疑問がある。女性支援の理念自体は否定するところではなく、また教員が知っておく必要のあるものだと考える。しかし、もし女性自立支援施設を介護等体験に加えるのならば、もっと幅広い社会問題や諸障害に関する支援施設等もその視野に含むべきだろうと考える(無論、法律の有無等が論点になることは理解しているが)。</p>	<p>頂いた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>医療型児童発達支援の廃止については、その機能や役割が統合される動きであるという認識で間違っていないのならば賛成である。</p>	<p>頂いた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>介護等体験の対象施設に「女性自立支援施設」を追加すること、及び児童福祉法の一部改正を踏まえた対応については、社会環境の変化に合わせた適切な法令改正と考える。高齢者や病弱者施設での活動は今後いっそう困難になることが予想されることから、さらなる対象施設の拡大を検討すべきである。また、対象施設の拡大傾向に合わせて「介護等体験」の名称を見直すべきと考える。特別支援学校の児童・生徒、女性自立支援施設の利用者に対して「介護等体験」は当てはまっていないので、例えば「支援体験」とか「伴走体験」などへ名称を変更すべきではないか。以上</p>	<p>頂いた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>

※この他、本改正案以外に対する介護等体験等への御意見として10件の提出意見があった。